

和歌山県監査公表第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和 2 年和歌山県監査公表第 10 号）に準拠して実施した財政的援助団体等の監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 3 年 4 月 6 日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 秋 月 史 成
和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 監査の対象

3 の監査対象機関の出納その他の事務の執行で当該財政的援助等に係るもの

2 監査の着眼点

(1) 補助団体等について

補助金等の交付目的に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

(2) 出資・出捐団体について

ア 出資・出捐目的に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

イ 事業成績、財政状況等は、適正に決算諸表等に表示されているか。

(3) 公の施設の指定管理者について

ア 協定書及び事業計画書に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

イ 民間の事業者の有するノウハウが適正に活用されているか。

(4) (1) ～ (3) 共通

当該財政的援助に係る出納事務は、適切に処理されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
学校法人和歌山信愛女学院	令和 3 年 2 月 17 日
学校法人松江幼稚園	〃
公益社団法人和歌山県私立学校教職員退職金社団	〃
公益社団法人和歌山県体育協会	〃
公益財団法人和歌山県人権啓発センター	〃
公立大学法人和歌山県立医科大学	〃
公益社団法人和歌山県青少年育成協会	〃
公益財団法人わかやま産業振興財団	〃
ウインナック株式会社	〃
公益財団法人和歌山県民総合健診センター	〃
和歌山県住宅供給公社	〃
公益財団法人和歌山県暴力追放県民センター	〃
一般財団法人和歌山県文化振興財団	〃
(和歌山県民文化会館及び和歌公園指定管理者)	

公益財団法人和歌山県国際交流協会 (和歌山県国際交流センター指定管理者)	〃
和歌山県立紀北青少年の家管理運営コンソーシアム (和歌山県立紀北青少年の家指定管理者)	〃
クリーン興商、南海ビルサービス企業体 (和歌山県立白崎青少年の家指定管理者)	〃
特定非営利活動法人潮岬おもしろらんど体験学習推進協議会 (和歌山県立潮岬青少年の家指定管理者)	〃
公益財団法人和歌山県下水道公社 (紀の川流域下水道及び紀の川中流流域下水道指定管理者)	〃
紀の国はまゆう (紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場指定管理者)	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助等に係る出納その他の事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 公益社団法人和歌山県体育協会

(ア) ジュニア活性化推進事業及びスポーツ少年団総合競技大会事業に対する補助金において、実績報告書等の審査が不十分な事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) トップアスリート育成事業及びコーチスキルアップ事業に対する補助金において、補助金交付決定前に大会参加費の支出や、切符購入を行っている事例があったので、適正に処理されたい。

イ 公立大学法人和歌山県立医科大学

(ア) 契約保証金の免除申請において、契約実績の期間の要件を満たしていないものを契約実績としていた事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 業務委託の支出契約決議において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 現金の取扱いにおいて、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 収納した現金の金融機関への払込みを怠っていた。

b 収納した現金の金融機関への払込みが遅延していた。

(エ) 小口現金出納帳において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 小口現金として取り扱えない現金を小口現金出納帳に記帳していた。

b 小口現金残高及び摘要欄の記載を誤っていた。

ウ 公益財団法人和歌山県暴力追放県民センター

(ア) 月次決算が行われていなかったのもので、適正に処理されたい。

(イ) 会計伝票について、関係する責任者の承認印が押印されていなかったのもので、適正に処理されたい。